

船橋市医療安全支援センター設置要綱新旧対照表

新	旧
(部会) 第8条 (略) 2 部会は、協議会の委員及び<u>当該事項の調査検討に相当である者</u>のうちから協議会会長が指名する者<u>(以下「部会委員」という。)</u>をもって組織する。 3 部会に部会長を置き、<u>部会委員</u>の互選によりこれを定める。 (略) 5 部会長に事故があるときは、<u>部会委員</u>のうちから部会長があらかじめ<u>指名</u>する者が、その職務を代理する。 <u>6 部会委員の任期は、協議会の委員の残任期とし、再任を妨げない。</u>	(部会) 第8条 (略) 2 部会は、委員及び臨時委員のうちから協議会会長が指名する者をもって組織する。 3 部会に部会長を置き、<u>当該部会に属する委員</u>の互選によりこれを定める。 (略) 5 部会長に事故があるときは、<u>当該部会に属する委員又は臨時委員</u>のうちから部会長があらかじめ<u>氏名</u>する者が、その職務を代理する。